阪神水道企業団公報

令和６年１月15日(月)
第379号

毎月15日発行

目　　次

◇条　　例◇

○　阪神水道企業団事業運営基金条例及び阪神水道企業団庁舎建設基金条例を廃止する条例

○　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例及び阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

◇告　　示◇

○　令和４年度阪神水道企業団水道事業会計決算

○　令和４年度阪神水道企業団水道事業剰余金の処分

○　令和５年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

○　令和４年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率

◇条　　例◇

阪神水道企業団事業運営基金条例及び阪神水道企業団庁舎建設基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和５年12月21日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団条例第４号

阪神水道企業団事業運営基金条例及び阪神水道企業団庁舎建設基金条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

⑴　阪神水道企業団事業運営基金条例（昭和61年条例第３号）

⑵　阪神水道企業団庁舎建設基金条例（平成４年条例第１号）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例及び阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年12月21日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団条例５号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例及び阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（給料表等） 第３条　省略 ２から９まで　省略 10　法第22条の２第１項第１号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、フルタイム会計年度任用職員に支給される給料に相当する報酬（次項において「基本報酬」という。）、第８条、第10条及び第13条から第15条までの規定によりフルタイム会計年度任用職員に支給される手当の例により計算して得た額の報酬並びに第19条の規定による期末手当及び第20条の規定による勤勉手当とする。 11　省略 （住居手当） 第８条の２　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 ⑴　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払つている職員 ⑵　第９条の２第１項又は第３項の規定	（給料表等） 第３条　省略 ２から９まで　省略 10　法第22条の２第１項第１号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、フルタイム会計年度任用職員に支給される給料に相当する報酬（次項において「基本報酬」という。）、第８条、第10条及び第13条から第15条までの規定によりフルタイム会計年度任用職員に支給される手当の例により計算して得た額の報酬並びに第19条の規定による期末手当とする。 11　省略 （住居手当） 第８条の２　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払つている職員には、住居手当を支給する。

により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払つているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるもの	
２　省略	２　省略
（単身赴任手当） 第９条の２　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他企業長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 ２　単身赴任手当の月額は、30,000円（企業長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が企業長が定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて企業長が定める額を加算した額）とする。 ３　第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 ４　前３項に規定するもののほか、単身赴	

任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第23条　第４条、第７条、第８条の２、第９条の２及び第17条の２の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 ２　第４条、第７条、第８条の２、第９条の２、第10条の２、第17条の２及び第17条の３の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 ３　省略 別　表 （別紙１のとおり）	（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第23条　第４条、第７条、第８条の２及び第17条の２の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 ２　第４条、第７条、第８条の２、第10条の２、第17条の２、第17条の３及び第20条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 ３　省略 別　表 （別紙２のとおり）

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　別表を別紙２に記載する別表から別紙１に記載する別表に改める。

（阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（給与の種類） 第２条　省略 ２　省略 ３　手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。	（給与の種類） 第２条　省略 ２　省略 ３　手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

（住居手当） 第５条の３　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 ⑴　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払つている職員 ⑵　第６条の２第１項又は第２項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払つているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業長が定めるもの （単身赴任手当） 第６条の２　単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他企業長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 ２　前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上企業長が必要があると認める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）	（住居手当） 第５条の３　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払つている職員には、住居手当を支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第17条　第５条、第５条の３、第６条の２、第11条及び第14条の規定は、法第22条の４第１項の規定により採用された職員には適用しない。 ２　第４条、第５条、第５条の３、第６条の２、第11条及び第11条の２の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 ３　省略	第17条　第５条、第５条の３、第11条及び第14条の規定は、法第22条の４第１項の規定により採用された職員には適用しない。 ２　第４条、第５条、第５条の３、第11条、第11条の２及び第13条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 ３　省略
備考 １　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 ２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 ３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第１条中別表の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例別表の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（号給の切替え）

２　令和５年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて企業長が定める。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

３　切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

５　職員が改正前の条例に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

6　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

◇告　示◇

阪神水道企業団告示第27号

令和５年第２回阪神水道企業団議会定例会において認定された、令和４年度阪神水道企業団水道事業会計決算は、次のとおりである。

令和５年12月21日

阪神水道企業団

企業長　吉　田　延　雄

１．令和４年度阪神水道企業団水道事業決算報告書

（１）収益的収入及び支出

収　入

（単位　円）

区　分	予算額					
	当初予算額	補正予算額（△減）	地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額に係る財源充当額	小計	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額に係る財源充当額	合計
第１款　水道事業収益	20,105,686,000	0	0	20,105,686,000	0	20,105,686,000
第１項 営業収益	18,992,019,000	0	0	18,992,019,000	0	18,992,019,000
第２項 営業外収益	1,113,666,000	0	0	1,113,666,000	0	1,113,666,000
第３項 特別利益	1,000	0	0	1,000	0	1,000

（単位　円）

区　分	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備考
第１款　水道事業収益	**20,234,715,895**	129,029,895	
第１項 営業収益	**19,107,322,553**	115,303,553	（うち仮受消費税及び地方消費税1,737,029,322円）
第２項 営業外収益	**1,126,930,242**	13,264,242	（うち仮受消費税及び地方消費税3,524,614円）
第３項 特別利益	**463,100**	462,100	（うち仮受消費税及び地方消費税42,100円）

支　出

（単位　円）

区　分	予算額							
	当初予算額	補正予算額（△減）	予備費支出額	流用増減額（△減）	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計
第1款　水道事業費用	17,090,136,000	849,905,000	0	0	0	17,940,041,000	42,284,000	17,982,325,000
第1項 営業費用	15,974,041,000	849,905,000	0	△ 321,631,000	0	16,502,315,000	42,284,000	16,544,599,000
第2項 営業外費用	1,111,091,000	0	0	321,631,000	0	1,432,722,000	0	1,432,722,000
第3項 特別損失	4,000	0	0	0	0	4,000	0	4,000
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000

（単位　円）

区　分	決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考
第1款　水道事業費用	17,700,525,206	51,073,000	230,726,794	
第1項 営業費用	16,270,270,751	51,073,000	223,255,249	（うち仮払消費税及び地方消費税590,069,801円）
第2項 営業外費用	1,430,062,905	0	2,659,095	（うち仮払消費税及び地方消費税61,720円）
第3項 特別損失	191,550	0	△ 187,550	
第4項 予備費	0	0	5,000,000	

（２）資本的収入及び支出

収　入

（単位　円）

区　　分	予算額					
	当初予算額	補正予算額（△減）	小　計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合　計
第１款　資本的収入	1,959,615,000	△ 1,118,717,000	840,898,000	0	0	840,898,000
第１項 企業債	1,945,000,000	△ 1,387,000,000	558,000,000	0	0	558,000,000
第２項 出資金	14,611,000	0	14,611,000	0	0	14,611,000
第３項 国庫補助金	1,000	268,283,000	268,284,000	0	0	268,284,000
第４項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000
第５項 工事負担金	1,000	0	1,000	0	0	1,000
第６項 その他資本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000

（単位　円）

区　　分	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備　　考
第１款　資本的収入	706,840,900	△ 134,057,100	
第１項 企業債	422,000,000	△ 136,000,000	
第２項 出資金	14,611,000	0	
第３項 国庫補助金	268,284,000	0	
第４項 固定資産売却代金	1,945,900	1,944,900	（うち仮受消費税及び地方消費税176,900円）
第５項 工事負担金	0	△ 1,000	
第６項 その他資本収入	0	△ 1,000	

支　出

（単位　円）

区分	予算額						
	当初予算額	補正予算額（△減）	流用増減額（△減）	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計
第1款　資本的支出	12,036,494,000	△ 1,118,912,000	0	10,917,582,000	716,636,000	0	11,634,218,000
第1項 建設改良費	7,833,601,000	△ 1,121,000,000	0	6,712,601,000	716,636,000	0	7,429,237,000
第2項 企業債償還金	4,156,417,000	0	0	4,156,417,000	0	0	4,156,417,000
第3項 水利負担金	43,834,000	0	0	43,834,000	0	0	43,834,000
第4項 国庫補助金返還金	2,642,000	2,088,000	0	4,730,000	0	0	4,730,000

（単位　円）

区分	決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計		
第1款　資本的支出	7,966,229,163	3,295,200,000	0	3,295,200,000	372,788,837	
第1項 建設改良費	3,761,253,441	3,295,200,000	0	3,295,200,000	372,783,559	（うち仮払消費税及び地方消費税 323,655,203円）
第2項 企業債償還金	4,156,412,404	0	0	0	4,596	
第3項 水利負担金	43,833,593	0	0	0	407	（うち仮払消費税及び地方消費税 2,087,313円）
第4項 国庫補助金返還金	4,729,725	0	0	0	275	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,259,388,263円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額323,415,716円及び損益勘定留保資金6,935,972,547円で補てんした。

２．令和４年度阪神水道企業団水道事業損益計算書

（令和４年４月１日から令和５年３月31日まで）

（単位　円）

１．営業収益			
(1) 分賦金	17,362,382,231		
(2) その他営業収益	7,911,000	17,370,293,231	
２．営業費用			
(1) 原水費	1,369,535,216		
(2) 浄水費	2,859,384,327		
(3) 配水費	3,095,817,148		
(4) 総係費	1,245,101,957		
(5) 議会費及び監査費	13,895,146		
(6) 減価償却費	6,952,354,091		
(7) 資産減耗費	144,113,065	15,680,200,950	
営業利益			1,690,092,281
３．営業外収益			
(1) 受取利息	2,657,467		
(2) 補助金	14,965,000		
(3) 長期前受金戻入	955,952,024		
(4) 雑収益	149,831,314	1,123,405,805	
４．営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	647,649,181		
(2) 雑支出	7,068,672	654,717,853	468,687,952
経常利益			2,158,780,233
５．特別利益			
(1) 固定資産売却益	421,000	421,000	
６．特別損失			
(1) 固定資産売却損	191,550	191,550	229,450
当年度純利益			2,159,009,683
前年度繰越欠損金			1,179,326,970
当年度未処分利益剰余金			**979,682,713**

３．令和４年度阪神水道企業団水道事業剰余金計算書

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位　円）

	資本金	剰余金							資本合計
		資本剰余金					利益剰余金		
		補助金	受贈財産評価額	工事負担金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	90,917,404,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	△ 1,179,326,970	△ 1,179,326,970	92,221,314,835
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	90,917,404,238	2,033,213,481	42,720	218,496,818	231,484,548	2,483,237,567	（繰越欠損金） △ 1,179,326,970	△ 1,179,326,970	92,221,314,835
当年度変動額	14,611,000	0	0	0	0	0	2,159,009,683	2,159,009,683	2,173,620,683
出資金の受入	14,611,000	0	0	0	0	0	0	0	14,611,000
出資金の返還	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	2,159,009,683	2,159,009,683	2,159,009,683
当年度末残高	**90,932,015,238**	**2,033,213,481**	**42,720**	**218,496,818**	**231,484,548**	**2,483,237,567**	**（当年度未処分利益剰余金） 979,682,713**	**979,682,713**	**94,394,935,518**

４．令和４年度阪神水道企業団水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位　円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	90,932,015,238	2,483,237,567	979,682,713
議会の議決による処分額	0	0	△ 979,682,713
利益積立金の積立て			△ 979,682,713
処分後残高	**90,932,015,238**	**2,483,237,567**	**（繰越利益剰余金） 0**

５．令和４年度阪神水道企業団水道事業貸借対照表

（令和５年３月31日）

（単位　円）

資　産　の　部

１．固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ．土地		7,935,580,529		
ロ．建物	20,423,985,113			
減価償却累計額	△ 10,675,597,211	9,748,387,902		
ハ．構築物	173,286,693,000			
減価償却累計額	△ 89,624,195,535	83,662,497,465		
ニ．機械及び装置	90,478,353,315			
減価償却累計額	△ 75,014,947,015	15,463,406,300		
ホ．車両運搬具	56,713,400			
減価償却累計額	△ 40,061,932	16,651,468		
ヘ．器具備品	1,029,678,722			
減価償却累計額	△ 690,347,720	339,331,002		
ト．建設仮勘定		4,048,995,853		
有形固定資産合計			121,214,850,519	
(2) 無形固定資産				
イ．水利権		13,090,782,142		
ロ．施設利用権		5,947,107		
ハ．電話加入権		1,082,281		
無形固定資産合計			13,097,811,530	
(3) 投資その他の資産				
イ．投資有価証券		500,000,000		
ロ．出資金		69,856,000		
投資その他の資産合計			569,856,000	
固定資産合計				134,882,518,049
２．流動資産				
(1) 現金預金			18,929,051,596	
(2) 未収金			86,588,067	
(3) 貯蔵品			119,847,802	
流動資産合計				19,135,487,465
資産合計				**154,018,005,514**

負　債　の　部

3．固　定　負　債			
(1) 企　業　債			
イ．建設改良費等の財源に充てるための企業債	26,424,167,032		
企業債合計		26,424,167,032	
(2) 引　当　金			
イ．退職給付引当金	2,379,292,467		
引当金合計		2,379,292,467	
固定負債合計			28,803,459,499
4．流　動　負　債			
(1) 企　業　債			
イ．建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,859,663,703		
企業債合計		3,859,663,703	
(2) 未　払　金		4,840,082,154	
(3) 前　受　金		2,524,045	
(4) 引　当　金			
イ．賞与引当金	140,506,010		
ロ．法定福利費引当金	27,858,211		
引当金合計		168,364,221	
(5) 預　り　金		46,816,653	
流動負債合計			8,917,450,776
5．繰　延　収　益			
(1) 長期前受金		58,079,542,067	
収益化累計額		△ 36,177,382,346	
繰延収益合計			21,902,159,721
負　債　合　計			59,623,069,996

資　本　の　部

6．資　本　金			90,932,015,238
7．剰　余　金			
(1) 資本剰余金			
イ．補　助　金	2,033,213,481		
ロ．受贈財産評価額	42,720		
ハ．工事負担金	218,496,818		
ニ．その他資本剰余金	231,484,548		
資本剰余金合計		2,483,237,567	
(2) 利益剰余金			
イ．当年度未処分利益剰余金	979,682,713		
利益剰余金合計		979,682,713	
剰余金合計			3,462,920,280
資本合計			94,394,935,518
負債資本合計			**154,018,005,514**

阪神水道企業団告示第28号

令和５年第２回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和４年度阪神水道企業団水道事業剰余金の処分は、次のとおりである。

令和５年12月21日

阪神水道企業団

企業長　吉　田　延　雄

1　当年度未処分利益剰余金	979,682,713円
2　利益剰余金処分額	
（1）利益積立金	979,682,713円
3　翌年度繰越利益剰余金	0円

阪神水道企業団告示第29号

令和５年第２回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和５年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

令和５年12月21日

阪神水道企業団

企業長　吉　田　延　雄

令 和 5 年 度

阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第１条　令和５年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　令和５年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,347,449 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 405,458 千円及び損益勘定留保資金 8,941,991 千円で補てんするものとする。」に改める。

（科　　目）	（既決予定額）	補正予定額 △　　減	（　計　）
	支	出	
第１款　資本的支出	11,587,425 千円	△ 481,470 千円	11,105,955 千円
第１項　建設改良費	7,619,462 千円	△ 481,470 千円	7,137,992 千円

阪神水道企業団告示第30号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定に基づき、令和４年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率を次のとおり公表する。

令和５年12月21日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

令和４年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率について

令和４年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率は、以下のとおりです。

＜資金不足比率＞

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\triangle 14,077,700\ \text{千円}}{17,370,293\ \text{千円}} = -\ \%$$

※　経営健全化基準（20%）

＜算定の詳細＞

〇資金の不足額

流動負債		算入地方債残高		流動資産		解消可能資金不足額		資金の不足額
5,057,787	＋	0	－	19,135,487	－	0	＝	△ 14,077,700

※資金の不足額なし

〇事業の規模

営業収益		受託工事収益		事業の規模
17,370,293	－	0	＝	17,370,293